

# 令和 6 年 5 月 総会議事録

日 時 令和 6 年 5 月 29 日 (水)  
午前 9 時 00 分  
場 所 豊橋市上下水道局 5 階大会議室

# 豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和6年5月29日(水)  
午前9時00分開会 午前9時46分閉会
- 2 場 所 豊橋市牛川町字下モ田29番地の1  
豊橋市上下水道局 5階大会議室
- 3 議事及び報告
  - (1) 議案
    - 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第10号 農用地利用集積計画について(利用権の設定)
    - 議案第11号 農用地利用集積計画について(所有権の移転)
    - 議案第12号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の移転)
    - 議案第13号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
    - 議案第14号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
    - 議案第15号 非農地証明(遊休農地)について
    - 議案第16号 令和5年度最適化活動の点検・評価について
  - (2) 報告
    - 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
    - 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(事務局長専決)
    - 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
    - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
    - 報告第5号 現況証明について
- 4 その他
  - (1) 連絡事項

## 5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
7 番 近藤 好幸	8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志
10 番 陶山 哲	11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生
13 番 中山 信廣	14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子
16 番 彦坂 正志	17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ
19 番 前田 裕子	20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也
22 番 村松 桂子	23 番 森下 秋吉	24 番 山崎 裕通

## 6 欠席委員 なし

## 7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名                      農業企画課 3 名

## 8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和6年5月総会を開会いたします。  
水野会長、よろしくお願いいたします。

会 長 <挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第4条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 出席委員は、委員総数24名中24名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、

議席番号23番 森下秋吉委員、同1番 伊藤和弘委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、13日の書類説明会、農業委員による現地調査、22日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

豊栄町地内10筆の所有権を移転する案件は申請人の都合により5月13日に取下願の提出がありました。

番号3番の案件について、申請地に農業用倉庫が存在使用していたため、農業用施設申出書の提出がされております。

番号4番の案件について、砕石を敷いていた所有農地について、砕石を除去し復元されたことを5月16日の現地調査及び写真による報告にて確認しました。

番号9番の案件の申請地の一部に砕石を敷いている農地については、砕石を除去し農地復元後、営農を行う計画を示しています。

その他については、変更、取下げ等はございません。

また、本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号1番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せて御精読ください。

以上です。よろしくお願ひいたします

事務局 はい、議長。転用関係につきましては、13日の説明会以降、取り下げ変更等はございません。それではよろしくお願ひします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5分)

議長 それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議長 資料1 議案第8号

「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から12番までの12件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第8号、1ページから2ページまでをご覧ください。

番号1番から12番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして 同じく資料1 議案第9号  
「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
番号1番から11番までの11件を一括上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第9号、3ページから4ページをお願いします。  
番号1番から11番までの11件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり審査会での指導や調整により、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。  
補足説明は次のとおりです。  
信用性については、特段の疑義はありません。  
周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番・2番・5番・6番・8番から11番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号3番・4番・7番です。  
一時転用については、番号1番・3番・6番が該当し、番号1番が作業場用進入路の案件で3年間、番号3番・6番が電線の張替えに伴う工事敷地の案件で番号3番が49ヵ月間、番号6番が5ヵ月間の計画です。全て農地復元誓約書の添付があります。  
詳細については、議案をご覧ください。  
以上です。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号3番及び10番の2件については農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員  
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長

続きまして 別添資料1-2 議案第10号

「農用地利用集積計画について(利用権の設定)」を議題といたします。

利用権設定の番号1番から37番までの37件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農 業 企  
画 課

はい、議長。

議案第10号農用地利用集積計画(利用権の設定)について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定においては、農用地貸出希望申込書の提出があったもののうち、6月1日付契約開始分について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

別添資料1-2をご覧ください。1ページから9ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が37件73筆81,269.71㎡でございます。これらは旧農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員  
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全 員  
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議 長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 11 号  
「農用地利用集積計画について（所有権の移転）」を議題といたします。  
所有権移転の番号 1 番から 2 番までの 2 件を一括上程いたします。  
内容については、市農業企画課に説明を求めます。
- 農 業 企 画 課 はい、議長。  
議案第 11 号農用地利用集積計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。  
農地流動化の申出があったもののうち、4 月 26 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。  
今回の案件につきましては、2 件 9 筆 12,028 ㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。
- 近 藤 委 員 1 点確認事項がございます。  
本件 2 件の譲受人である方について、住所が遠方であり、かつ利用目的が養鶏とのことでございますが、どのようなご職業でしょうか。
- 農 業 企 画 課 地元で経営展開しているスーパーマーケットの役員で、今後養鶏のみならず養牛や養豚等といった畜産業の経営拡大を図っていく計画であると聞いております。
- 近 藤 委 員 承知しました。
- 議 長 他に質疑、意見のある方はございませんか。
- 委 員 「進 行」
- 議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。
- 全 員 「異議なし」
- 議 長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 12 号  
「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。

利用権移転の番号 1 番から 7 番までの 7 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農 業 企 画 課 はい、議長。  
議案第 12 号農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。

別添資料 1-2 をご覧ください。11 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、令和 6 年 7 月 1 日付で利用権が移転する案件が 7 件 15 筆 17,208.00 m<sup>2</sup>でございます。

ご意見のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願ひます。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。  
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 資料 1 に戻り 議案第 13 号  
「相続税 納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第 13 号 5 ページをご覧ください。  
議案第 13 号は新規に相続税納税猶予を受けるための適格者であること

の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この1件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、本案はさよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第14号

「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番から9番までの9件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第14号 6ページから7ページをご覧ください。

議案第14号は継続して相続税納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この9件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」  
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」  
議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第15号

「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第15号 8ページをご覧ください。

番号1番の1件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議の程、よろしく願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」  
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」  
議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして、資料1-3 議案第16号

「令和5年度最適化活動の点検・評価について」を議題として上程いた

します。

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい議長、説明させていただきます。

最適化活動の点検・評価でございますが、国からの通知により最適化活動を行う推進委員等が自ら自己点検、評価を行い、農業委員会に提出し、結果を総会において点検評価することとしています。

資料 1-3 をご覧ください。

左から最適化活動を行う日数ですが、これは、委員の皆様から提出いただいた活動記録をまとめたもので、令和 5 年度の目標である月間 11 日の達成率を記載しています。なお、7 月の活動日数は新任の方は 3 倍、退任された方は 2 分の 3 をかけた日数がカウントされています。

農地の集積、遊休農地、新規参入については、皆様が直接関与の有無に関係なく、担当地区の数値が成績になっています。

次に自己の点検評価ですが、皆様から提出していただいた自己点検票の点検結果を記入したものになります。全体としての評語ですが、目標項目ごとの達成状況に応じた点数の合計点によりあらかじめ決められた評語を当てはめたものです。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員

「進 行」

議長

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決定することに決して、異議ございませんか。

全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長

以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議長

次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局

はい、議長。報告させていただきます。 資料 1 9 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 6 番までの 6 件、及び 10 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 12 ページ 19 番までの 19 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 13 ページをお願いします。

報告第 3 号の番号 1 番から 2 番までの 2 件については、農地所有適格法

人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。

すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に 14 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 15 ページの 14 番までの 14 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 16 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 4 番までの 4 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、15 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番及び 3 番は宅地、2 番は農業用施設、4 番は畑でした。

報告は以上です

議 長 報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長 ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議  
を開催いたします。 (午前 9 時 34 分中断)

<農地銀行運営委員会議>

総会を再開いたします。 (午前 9 時 37 分再開)

議 長 その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前 9 時 46 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和6年5月29日

議 長  
(会長 水野 敏久)

議事録署名者  
(議席番号 23 番 森下 秋吉 委員)

議事録署名者  
(議席番号 1 番 伊藤 和弘 委員)